

1 検討の趣旨・背景

- 議会は、地方公共団体の意思決定を行う機関として、感染症のまん延時や災害時等においても、その役割を最大限果たすことが求められており、そのためのツールの一つとしてデジタル技術が有用となっている。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延時における委員会のオンライン参加について地方公共団体からの要望を受け、令和5年2月7日総務省通知において、「各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、委員会への出席が困難と判断される事情がある場合に、オンラインによる方法により、委員会に出席することは差し支えないと考えられる。」との技術的助言があり、また、全国都道府県議会議長会において、委員会のオンライン参加を可能とする標準都道府県議会委員会条例の改正が検討されているところである。
- 滋賀県議会会議規則では、標準都道府県議会会議規則を踏まえ、委員会の参加者は、委員会を招集する場所に参集することが原則となっている。

※滋賀県議会会議規則 第64条

委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 検討事項

(1) 指定する場所に参集することが困難な委員がいる場合における委員会のオンライン参加の可否について

- ① 委員会のオンライン参加を可とし、委員会条例を改正する。(必要な備品購入は令和6年度予算で計上)
- ② 委員会のオンライン参加を不可とする。

(全国における委員会条例等の改正状況) 令和5年1月時点

団体区分	総数	条例等を改正済みの団体	オンライン参加の実績がある団体
都道府県	47	24 (51.1%)	10 (21.3%)
市町村	1741	280 (16.1%)	96 (5.5%)
全団体	1788	304 (17.0%)	106 (5.9%)

(県内市町における委員会条例等の改正状況) 令和5年7月時点

団体区分	総数	条例等を改正済みの団体	オンライン参加の実績がある団体
県内市町	19	5 (26.3%)	2 (10.5%)

2 検討事項

(2) 委員会のオンライン参加を可能とする事由について

- ① 感染症のまん延、大規模災害、育児・介護等その他やむを得ない事由
- ② 感染症のまん延、大規模災害
- ③ 感染症のまん延

(全国におけるオンライン参加を可とする事由の状況) (複数回答可)

令和5年1月時点

条例等を改正済の団体		感染症のまん延	災害	育児・介護	その他(やむを得ない理由等)
都道府県	24	23 (95.8%)	22 (91.7%)	8 (33.3%)	17 (70.8%)
市町村	280	267 (95.4%)	248 (88.6%)	74 (26.4%)	71 (25.4%)
全団体	304	290 (95.4%)	270 (88.8%)	82 (27.0%)	88 (28.9%)

(県内市町におけるオンライン参加を可とする事由の状況) (複数回答可)

令和5年7月時点

条例等を改正済の団体		感染症のまん延	災害	育児・介護	その他(やむを得ない理由等)
県内市町	5	4 (80.0%)	4 (80.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)

2 検討事項

(3)オンライン参加が可能な範囲について

- ①委員(正副委員長含む)
- ②委員(正副委員長除く)
- ③委員(正副委員長含む)、説明員

(都道府県におけるオンライン参加が可能な範囲の状況) (複数回答可) 令和4年7月時点

条例等を改正済の団体	委員(正副委員長を除く)	正副委員長	説明員
都道府県	20 20 (100.0%)	9 (45.0%)	2 (10.0%)

(県内市町におけるオンライン参加が可能な範囲の状況) (複数回答可) 令和5年7月時点

条例等を改正済の団体	委員(正副委員長を除く)	正副委員長	説明員
県内市町	5 5 (100.0%)	5 (100.0%)	1 (20.0%)

3 今後の検討スケジュール(案)

- 9月下旬 議会改革検討委員会(オンライン開催の方向性の決定)
- (10月下旬 代表者会議(中間答申))
- (令和5年度中 委員会条例の改正、オンライン委員会運営要綱の制定)